

## (1) 岩沼市地域防災計画改定（素案）について

### 1 改定の概要

岩沼市地域防災計画は、前回の改定（平成 31 年 3 月）から 5 年が経過しようとしており、その間に各地で発生した大規模災害の教訓を踏まえ、国においては、防災関係法令の改正や防災基本計画の改定、関連する指針等の改定を行っており、宮城県においても、国の動向を踏まえ、宮城県地域防災計画を定期的に改定しています。

一方、本市においても、災害時初動対応マニュアル、避難情報の判断・伝達マニュアル、国土強靱化地域計画、津波ハザードマップ等の作成・更新をはじめ、各種訓練等の実施、災害時相互応援協定の締結拡充等、防災体制の一層の強化と地域防災力の向上を図っています。

今回の地域防災計画の改定は、こうした状況を踏まえ、防災関連法令の改正や宮城県地域防災計画の改定等との整合を図り、本市の防災体制及び災害対策をより実効性の高いものとするべく改定を行うものです。

#### 【 近年における国・県の防災計画等の改定状況 】

| 年度      | 主な災害等   | 国  | 県   |
|---------|---|--|---|
| 令和元年度   | 9 月：令和元年房総半島台風<br>10 月：令和元年東日本台風<br>3 月頃～：新型コロナウイルス感染症の感染拡大 | 防災基本計画の一部改定<br>・「自らの命は自らが守る」意識の徹底<br>・地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知 等      | 宮城県地域防災計画の改定<br>・「自らの命は自らが守る」意識の徹底<br>・警戒レベルを用いた避難勧告等の発令 等            |
| 令和 2 年度 | 7 月：令和 2 年 7 月豪雨  | 防災基本計画の一部改定<br>・長期停電・通信障害への対応強化<br>・災害に慣れていない自治体への支援の充実 等          | 宮城県地域防災計画の改定<br>・避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策<br>・災害リスクととるべき行動の理解促進 等  |
| 令和 3 年度 | 7 月：熱海市大規模土石流災害   | 災害対策基本法改正、防災基本計画改定<br>・避難勧告と避難指示の避難指示への一本化<br>・女性の視点を踏まえた防災対策の推進 等 | 宮城県地域防災計画の改定<br>・避難勧告、避難指示の一本化等の避難情報の見直し<br>・個別避難計画の作成 等              |
| 令和 4 年度 | 3 月：福島県沖地震  | 防災基本計画の一部改定<br>・盛土による災害の防止に向けた対応<br>・津波における避難指示の適切な発令 等            | 宮城県地域防災計画の改定<br>・安否不明者の氏名公表による救助活動の効率化・円滑化<br>・盛土による災害防止に向けた対応 等      |
| 令和 5 年度 | 8 月：台風第 7 号   | 災害対策基本法施行令等の一部改正、防災基本計画の一部改定<br>・多様な主体と連携した被災者支援<br>・デジタル技術の活用 等   | 宮城県地域防災計画の改定<br>・デジタル技術の活用（被災者台帳の作成等への活用）<br>・北海道・三陸沖後発地震注意情報の解説・伝達 等 |

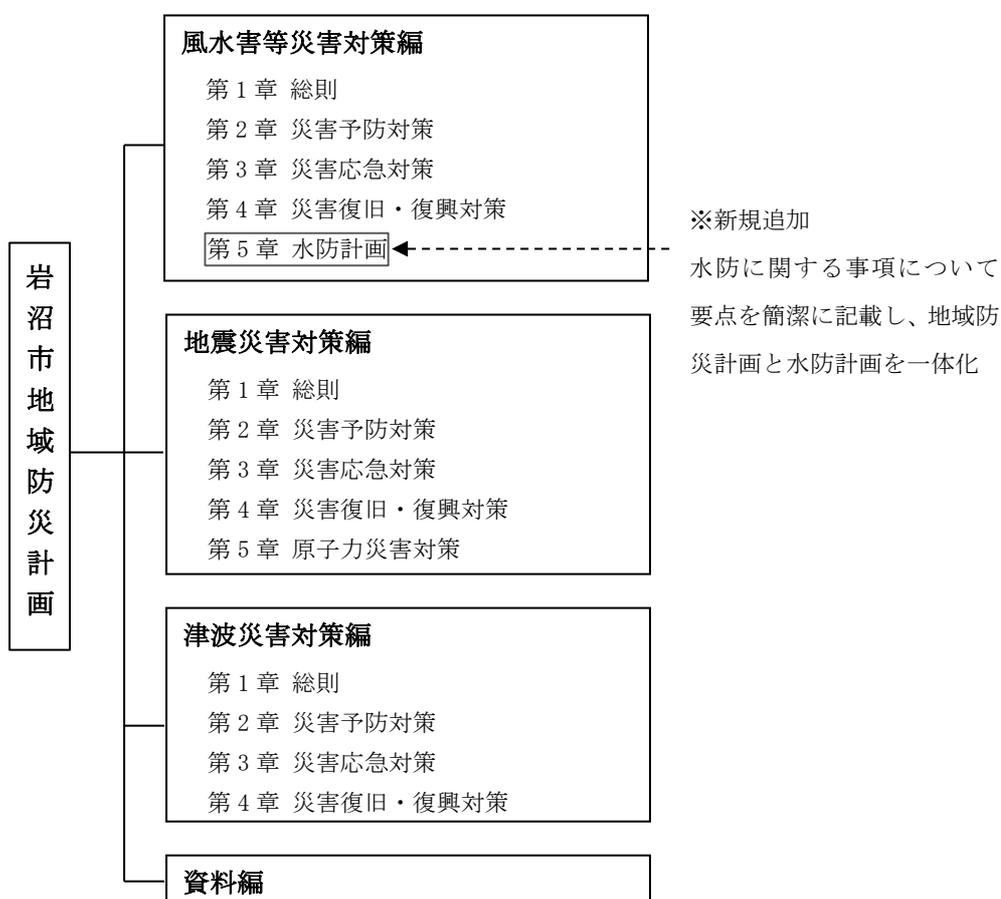
## 2 計画の構成

岩沼市地域防災計画は、災害種別に応じた風水害等災害対策編、地震災害対策編、津波災害対策編及び資料編の4つの編で構成しています。

また、各編においては、平常時の取り組み（災害予防対策）、災害時の対応（災害応急対策）及び災害からの回復（災害復旧・復興対策）の3つの局面を基本として構成しています。

なお、今回の改定より、風水害等対策編に、「第5章 水防計画」を新設し、水害に備えた水防体制の一層の強化を図ることとしました。

【 岩沼市地域防災計画の構成 】



### 3 改定のポイント

今回の改定は、国や県との連携の必要性にも鑑み、防災基本計画の改定の反映及び宮城県地域防災計画の改定内容との整合を図ることを基本とし改定することとしています。主な改定のポイントは下記の4項目であり、主な改定内容については、次頁以降に示すとおりです。

#### ① 上位計画との整合

国の防災基本計画の改定及び宮城県地域防災計画の改定への対応

#### ② 市の防災施策の反映

マイ・タイムラインの普及啓発、総合防災訓練の実施や自主防災訓練の支援、災害時協力井戸登録への協力要請、土のうステーションの設置など、市独自の防災施策の反映

#### ③ 市の防災関連計画・マニュアル等との整合

災害時初動対応マニュアル、避難情報の判断・伝達マニュアル、国土強靱化地域計画、避難行動要支援者避難支援プラン、避難所運営マニュアル、津波避難計画等、市の防災関連計画及びマニュアル等との整合

#### ④ 組織改編等の反映

災害対策本部体制、災害対策本部事務分掌等の見直し、組織改編の反映等

#### 4 主な改定内容

現行計画（平成 31 年 3 月）からの主な改定内容は次のとおりです。

##### (1) 防災基本計画及び宮城県地域防災計画の改定の反映

| 改定項目                    |                          | 改定内容   | 該当箇所                                |
|-------------------------|--------------------------|--|-------------------------------------|
| 災害<br>教訓<br>の<br>反<br>映 | 平成 30 年 7 月の豪雨災害の教訓      | 地域防災リーダー育成等、 <u>住民が主体となった地域の避難に関する取組強化</u> について記載。     | 風水害 第 2 章<br>第 5 節 防災知識の普及          |
|                         |                          | 「 <u>自らの命は自らが守る</u> 」という意識の徹底について明記。                   | 風水害 第 2 章<br>第 17 節 避難対策            |
|                         |                          | <u>防災と福祉の連携</u> により、要配慮者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図ることを明記。  |                                     |
|                         | 令和元年東日本台風をはじめとした近年の災害の教訓 | 地域の <u>水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動</u> についての理解促進を図ることを明記。    | 風水害 第 2 章<br>第 5 節 防災知識の普及          |
|                         |                          | <u>災害廃棄物の分別・排出等において、NPO・ボランティア等との連携</u> を図ることについて明記。   | 風水害 第 2 章<br>第 8 節 ボランティアのコーディネート   |
|                         |                          | <u>物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めること</u> について明記。 | 風水害 第 2 章<br>第 19 節 食料、飲料水及び生活物資の確保 |
|                         | 令和 3 年度に発生した災害の教訓        | <u>盛土による災害防止に向けた取組</u> について明記。                         | 風水害 第 2 章<br>第 1 節 風水害等に強いまちづくり     |
|                         |                          | 学校における消防団員等が参画した <u>防災教育の推進</u> について明記。                | 風水害 第 2 章<br>第 5 節 防災知識の普及          |
|                         |                          | 要救助者の迅速な把握のため、 <u>安否不明者</u> についても、積極的に情報収集を行うことを明記。    | 風水害 第 3 章<br>第 3 節 情報の収集・伝達         |

| 改定項目      | 改定内容                                     | 該当箇所   |                         |
|-----------|--|--|-------------------------|
| 法令等の改正の反映 | 災害対策基本法の改正                               | <p><u>避難勧告・避難指示の一本化等の避難情報の見直し</u><br/>           避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。</p>        | 風水害 第2章 第17節 避難対策 他     |
|           |  | <p><u>避難行動要支援者一人ひとりの避難支援を迅速かつ適切に行えるよう、個別避難計画の作成に努めることを明記。</u></p>  | 風水害 第2章 第18節 避難受入れ対策    |
|           |  | <p><u>広域避難の対策</u><br/>           国や他の地方公共団体との協力体制の構築、他県や他市町村との応援協定の締結等について明記。</p>                                | 風水害 第2章 第18節 避難受入れ対策    |
|           | 津波対策の推進に関する法律の改正                         | <p><u>地域の特性に応じた避難関連施設の整備を推進することについて明記。</u></p>   | 津波災害 第2章 第2節 津波に強いまちの形成 |
|           |  | <p>津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保を効果的に実施するため、<u>デジタル技術を活用することについて明記。</u></p>   | 津波災害 第2章 第9節 防災知識の普及    |
|           | 避難指示等に関するガイドラインの改定                       | <p>○<u>警戒レベルを用いた避難指示等の発令</u><br/>           避難指示等を発令する場合に、5段階の警戒レベルを用いて提供する旨の記載及び警戒レベルに対応し、居住者等がとるべき避難行動を明記。</p> | 風水害 第2章 第17節 避難対策       |
|           |  | <p>○<u>警戒レベル相当情報の提供</u><br/>           避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報について、住民の主体的な行動を促すため5段階の警戒レベル相当情報として発表する旨を明記。</p>     | 風水害 第2章 第17節 避難対策       |
|           | 被災者生活再建支援法の改正                            | <p>支援金の支給対象として、半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（<u>中規模半壊世帯</u>）を追加。</p>  | 風水害 第4章 第2節 生活再建支援      |
|           | 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の改正 | <p>防災知識の普及において、北海道・三陸沖後発地震注意情報等、<u>後発地震への注意を促す情報の追加。</u></p>   | 地震災害 第2章 第9節 防災知識の普及    |
|           | 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る基本計画の変更               | <p>令和4年12月より運用開始された「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信されたときの措置や取るべき行動の普及・啓発を図る旨について明記。</p>                                      | 地震災害 第2章 第9節 防災知識の普及    |

| 改定項目                                 | 改定内容  | 該当箇所  |                         |                                      |          |  |
|--------------------------------------|---|---|-------------------------|--------------------------------------|----------|--|
| 「宮城県第五次地震被害想定調査」内容の反映                | 「宮城県第五次地震被害想定調査報告書」（令和5年11月）の概要について追記。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>調査の概要</li> <li>調査の特徴</li> <li>被害予測結果の総括、今後の課題等</li> <li>減災目標とその達成に向けた取組</li> </ul>   | 地震災害 第1章<br>第4節 対象とする地震                                   |                         |                                      |          |  |
| 感染症を踏まえた災害対応                         | ○ <u>避難所における感染症対策</u> について明記<br><ul style="list-style-type: none"> <li>過密抑制対策の推進</li> <li>マスク、消毒液、パーティション等の備蓄促進</li> <li>避難者の衛生管理</li> <li>避難スペースの確保等</li> <li>健康管理やマスク着用の徹底等、応援職員等の感染症対策 等</li> </ul>  | 風水害 第2章<br>第18節 避難受入れ対策<br><br>風水害 第3章<br>第14節 避難活動       |                         |                                      |          |  |
|                                      | ○ <u>感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の実施</u><br>感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施することを明記。   | 風水害 第2章<br>第6節 防災訓練の実施                                    |                         |                                      |          |  |
|                                      | ○ <u>感染症の自宅療養者等への対応</u> について明記<br>自宅療養者等の避難の確保に向けた調整、情報の共有等について明記。  | 風水害 第2章<br>第17節 避難対策                                      |                         |                                      |          |  |
|                                      | ○ <u>応援職員等の感染症対策</u><br><table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>① 検索、救急・救助活動を実施する救助機関における感染症対策について明記。（職員の健康管理やマスク着用等の徹底等）</td> <td>風水害 第3章<br/>第10節 救急・救助活動</td> </tr> <tr> <td>② マスクの着用、手洗い等の手指衛生等の感染対策を講じる旨について明記。</td> <td>地震災害 第5章</td> </tr> </table> | ① 検索、救急・救助活動を実施する救助機関における感染症対策について明記。（職員の健康管理やマスク着用等の徹底等） | 風水害 第3章<br>第10節 救急・救助活動 | ② マスクの着用、手洗い等の手指衛生等の感染対策を講じる旨について明記。 | 地震災害 第5章 |  |
|                                      | ① 検索、救急・救助活動を実施する救助機関における感染症対策について明記。（職員の健康管理やマスク着用等の徹底等）   | 風水害 第3章<br>第10節 救急・救助活動                                   |                         |                                      |          |  |
| ② マスクの着用、手洗い等の手指衛生等の感染対策を講じる旨について明記。 | 地震災害 第5章  |   |                         |                                      |          |  |
|                                      |   |   |                         |                                      |          |  |
| 近年の施策の進展等を踏まえた改定                     | ○ <u>防災気象情報の充実化</u><br><u>洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）</u> 等の新たな防災気象情報の説明を追加。   | 風水害 第2章<br>第17節 避難対策<br><br>風水害 第3章<br>第6節 警戒活動           |                         |                                      |          |  |
|                                      | ○ <u>福祉避難所の活用</u> による要配慮者の円滑な避難の確保について明記。   | 風水害 第2章<br>第18節 避難受入れ対策                                   |                         |                                      |          |  |
|                                      | ○ <u>女性の視点を踏まえた防災対策</u> の推進<br><ul style="list-style-type: none"> <li>女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置</li> <li>トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置</li> <li>照明の増設 等</li> </ul>   | 風水害 第3章<br>第14節 避難活動                                      |                         |                                      |          |  |

| 改定項目  | 改定内容  | 該当箇所                               |
|---|---|------------------------------------|
| 近年の施策の進展等を踏まえた改定  | ○災害対応業務のデジタル化推進   | 風水害 第2章 第20節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策   |
|   | ① 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等において、デジタル技術の活用を積極的に検討することを明記。       |                                    |
|   | ② 被災者台帳の作成において、デジタル技術の活用を積極的に検討することを明記。                     | 風水害 第4章 第2節 生活再建支援                 |
|   | ○避難所における食物アレルギーへの配慮   | 風水害 第2章 第18節 避難受入れ対策               |
|   | ① 食物アレルギーを有する者等にも配慮した物資等の備蓄に努めることを明記。                       | 風水害 第2章 第19節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動 |
|   | ② 食物アレルギーを有する者のニーズの把握や食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めることを明記。          | 風水害 第2章 第18節 避難受入れ対策               |
|   | 停電時においても避難所等の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーを活用した非常用発電設備等の整備に努めることを明記。 | 風水害 第2章 第5節 防災知識の普及<br>第6節 防災訓練の実施 |
|   | ○避難所運営等における性的マイノリティへの配慮                                     | 風水害 第3章 第14節 避難活動                  |
|   | ① 被災時の男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い等に十分配慮することを明記。              | 地震災害 第3章 第2節 情報の収集・伝達              |
|   | ② 指定避難所の運営において、男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い等に配慮することを明記。       | 風水害 第2章 第18節 避難受入れ対策               |
| ○市民等への情報伝達の強化   | 風水害 第2章 第18節 避難受入れ対策  |                                    |
| ① 地震に関する情報提供において、 <u>長周期地震動</u> に関する観測情報を追記。              |   |                                    |
| ② 電気通信事業者は、 <u>通信障害が発生した場合</u> の被災者に対する情報提供体制の整備を図ることを明記。 |   |                                    |

## (2) 防災施策等の反映

| 改定項目               | 改定内容   | 該当箇所                                     |
|--------------------|--|--|
| 都市型水害の浸水対策         | 補助事業等の周知及び利用促進による雨水貯留タンク等の普及を図る旨について明記。  | 風水害 第2章<br>第1節 風水害等に強いまちづくり              |
| 市街地の防災機能の強化        | 都市計画道路の整備や市街地内の不燃化、未利用地等の有効活用によるオープンスペースの確保等について明記。  | 風水害 第2章<br>第2節 都市の防災対策                   |
| 文化財の防災対策           | 文化財所有者への指導・助言、防火対策・浸水対策の推進、文化財の応急処置の技術や専門知識の習得に努めること等について明記。                               | 風水害 第2章<br>第3節 建築物等の予防対策                 |
| 下水道施設関連            | 都市浸水対策未整備地区の雨水排水施設整備の推進、浮上防止型のマンホール蓋への改築更新の推進等について明記。                                      | 風水害 第2章<br>第4節 ライフライン施設等の予防対策            |
| マイ・タイムラインの普及啓発     | マイ・タイムライン作成の講習会等の開催により、市民等にマイ・タイムライン作成の普及啓発を推進することを明記。                                     | 風水害 第2章<br>第5節 防災知識の普及                   |
| 家族内連絡体制の構築         | マイ・タイムラインの活用により、災害時の家族内の連絡方法や避難場所、避難経路の確認を行うことについて明記。                                      | 風水害 第2章<br>第5節 防災知識の普及                   |
| 伝承の取組支援            | 「いわぬま震災語り部の会」の活動支援、活動を行うボランティアの拡充に努めることについて明記。   | 風水害 第2章<br>第5節 防災知識の普及                   |
| 受援体制の整備            | 受援計画の必要性から、「第14節 受援体制」を新たに設け、以下の内容について明記。<br>・庁内の受援業務候補、受援担当部署及び主な役割について<br>・応援職員等の受入れについて | 風水害 第2章<br>第14節 受援体制の整備                  |
| 感染症対策を踏まえた避難所運営    | 避難所運営マニュアルの感染症対策に基づく円滑な避難所運営体制の構築について明記。   | 風水害 第2章<br>第18節 避難受入れ対策                  |
| 生活水の確保（災害時協力井戸の登録） | 井戸の所有者等に、「災害時協力井戸」の登録への協力を要請することを明記。   | 風水害 第2章<br>第19節<br>食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動 |

| 改定項目                    | 改定内容   | 該当箇所                             |
|-------------------------|--|----------------------------------|
| 避難行動要支援者名簿の作成等          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市で把握していない難病患者に関する情報等についても、情報提供を求め、名簿を作成することを明記。</li> <li>・災害時の緊急かつやむを得ないと認められるときは、避難行動要支援者の同意の有無に係らず、避難支援等関係者に名簿情報を提供し、避難支援等に活用することを明記。</li> </ul> | 風水害 第2章 第20節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策 |
| 情報伝達、広報手段の拡充            | 防災行政無線、エフエムいわぬま（ラジオ）、広報紙、広報車、SNS、携帯メール、市ホームページ等  | 風水害 第3章 第5節 災害広報活動 他             |
| 避難所の感染症対策               | 避難所運営マニュアルの感染症対策に基づき、本部班、避難所班、医療班等が連携して、避難者の受付・受入れ、体調不良者への対応、衛生環境の確保等を実施することを明記。   | 風水害 第3章 第14節 避難活動                |
| 帰宅困難者対策                 | 一時滞在者避難所運営マニュアル等の作成、備蓄の確保、徒歩帰宅者に対する飲料水・トイレ・交通情報等の提供を行う協定締結先の拡充に努めることを明記。   | 風水害 第3章 第14節 避難活動                |
| 応急教育の実施                 | 学校が臨時休業となっても「オンライン学校や授業」、「課題への取組」が可能な情報通信教育環境の整備を進めることを明記。   | 風水害 第3章 第24節 教育活動等               |
| 耐震化の促進                  | 木造住宅耐震診断や耐震改修工事に関する費用を補助することを明記。   | 地震災害 第2章 第1節 地震に強いまちの形成          |
| 居住空間内外の安全確保対策           | 家具転倒防止等作業代行等により、居住空間内の安全確保対策を推進することを明記。  | 地震災害 第2章 第1節 地震に強いまちの形成          |
| 原子力災害時における他市町村からの避難の受入れ | 「原子力災害等の発生時における東松島市民の広域避難に関する協定」に基づき、東松島市からの避難者を円滑に受け入れるため、広域避難場所をはじめ、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めておくこと等を明記。   | 地震災害 第5章                         |
| 沿岸部の津波の多重防御機能の維持・管理     | 「千年希望の丘」をはじめ、津波防潮堤、嵩上げ道路及び避難路等の適正な維持・管理や多重防御による津波防災を継続して推進することを明記。   | 津波災害 第2章 第2節 津波に強いまちの形成          |

| 改定項目                         | 改定内容  | 該当箇所                      |
|------------------------------|---|---------------------------|
| 多重防御機能を有する道路施設の整備            | 沿岸部の道路の整備改良にあたっては、多重防御機能を付加するよう努め、減災を図ることを明記。                                 | 津波災害 第2章<br>第4節 交通施設の災害対策 |
| 津波ハザードマップの作成・周知              | 津波ハザードマップを作成・配布し、市民等に対し周知徹底を図ること、説明会の開催等により、内容の理解促進を図ることを明記。                  | 津波災害 第2章<br>第9節 防災知識の普及   |
| 津波発生時における避難すべき区域等具体的な判断基準の明記 | 発表される津波警報等の種類に応じ、避難すべき区域及び避難指示発令の具体的な判断基準を明記。                                 | 津波災害 第2章<br>第12節 避難活動     |
| 津波避難の考え方の周知                  | 津波避難においては、可能な限り迅速に高く及び遠くに避難することや徒歩による避難、津波警報等が解除されるまでは海岸や河川に近づかないことを周知する旨を明記。 | 津波災害 第3章<br>第23節 避難対策     |
| 津波避難計画の改定                    | 県や市の計画や想定を踏まえ、必要に応じ、「津波避難計画」の改定を継続して行うことを明記。                                  | 津波災害 第3章<br>第23節 避難対策     |

### (3) その他の改定

| 改定項目         | 改定内容  | 該当箇所  |
|--------------|---|---|
| 災害対策本部体制の見直し | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の設置基準の見直し</li> <li>・現行の市組織機構に基づく災害対策本部の組織編成</li> <li>・災害警戒本部、災害対策本部配備体制の見直し</li> <li>・各部・各班の事務分掌の見直し（資料編）等</li> </ul> | 風水害 第3章<br>第1節 防災活動体制<br>地震災害 第3章<br>第1節 防災活動体制<br>津波災害 第3章<br>第1節 防災活動体制 |
| 気象情報に関する改定   | 岩沼市の警報・注意報発表基準の改定、特別警報、警報、注意報及び気象情報の種類と概要等の改定（資料編）等   | 風水害 第3章<br>第2節 防災気象情報の伝達  |
|              | 地震情報の種類と内容、地震活動に関する解説等の改定   | 地震災害 第3章<br>第2節 情報の収集・伝達  |
|              | 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の改定   | 津波災害 第3章<br>第2節 情報の収集・伝達  |
| その他の時点修正     | 人口、世帯数等の統計データ等の最新数値の差替え、部・課名等の変更への対応 等  |   |

## 岩沼市地域防災計画改定（素案）に対する庁内意見の傾向と取組の方向性

庁内各課や関係機関等から寄せられた意見・提案等（約200件）を集約し、今後の市の取組の方向性について以下のとおり整理。

### 業務の役割分担及び業務実施体制の明確化

- 各種防災対応業務について、担当課・班が不明瞭
- 主語が記載されておらず、主体が不明瞭
- 新たな業務に対する実施体制の構築が必要
- 組織間の連携の明確化

#### 【取組の方向性】

⇒業務の責任の明確化

- 各課にまたがる業務も踏まえつつ、各種防災対応業務における担当部署（課・班名）の明確化
- 主語・主体の明確化

#### 【取組の方向性】

⇒的確な業務実施体制の確立

- 庁内関係部署及び関係機関との連携強化
- 福祉と防災の連携強化

### 字句の修正、表現の適正化

- 市の実情に合わせた文言の修正
- 表現の適正化、時点修正

#### 【取組の方向性】

⇒適切に修正

岩沼市地域防災計画改定（素案）に対する各職からの意見等 確認項目抜粋（記述の適正化や時点修正を除く）

| No. | 編      | 目次                  | 箇所  |      |     | 意見・修正事項   | 確認事項・方向性など                                     |
|-----|--------|---------------------|-----|------|-----|---|--|
|     |        |                     | 第2章 | 第5節  | 第4節 |   |  |
| 118 | 1 風水害等 | 防災知識の普及             | 第2章 | 第5節  | 第4節 | 家族内連絡体制の構築にあたり、ハザードマップの記載は不要か   | 「マイ・タイムライン等」⇒「マイ・タイムラインやハザードマップ等」              |
| 119 | 1 風水害等 | 防災知識の普及             | 第2章 | 第5節  | 第5節 | 伝承の石碑やメモメントの位置等を資料編で整理する必要があるか  |  |
| 149 | 1 風水害等 | 要配慮者・避難行動要支援者への避難対策 | 第2章 | 第20節 | 第2節 | 2. (5)の個別避難計画の作成は、)「市から名簿の提供を受けた避難支援等関係者が主体」が適当か  | 個別避難計画(作成の努力義務化を受け、防災と福祉の連携で取り組んでいる現状を踏まえ修正    |
| 175 | 1 風水害等 | 要配慮者・避難行動要支援者への避難対策 | 第2章 | 第20節 | 第2節 | 2. (5)アaに「市は……策定されるよう努める。」とあるが、個別避難計画について、避難行動要支援者に対する避難支援者が避難行動要支援者に対する避難支援を迅速かつ適切に行えるように策定するものを読み取れ、この場合、主語が「避難支援者」になると思われるが、個別避難計画策定の目的という理解で良いのか。 |  |
| 179 | 1 風水害等 | 要配慮者・避難行動要支援者への避難対策 | 第2章 | 第20節 | 第2節 | これまでの打合せ等の際に「個別避難計画を避難支援者等に提供すると、その管理や発災時の対応等について何か考えなければならぬ等危惧される。」ことから、提供は行わないこととして考えている。」と聞いていたが、個別避難計画策定後の情報の共有について具体的に明記する必要があるのではないのか。          |  |
| 178 | 1 風水害等 | 要配慮者・避難行動要支援者への避難対策 | 第2章 | 第20節 | 第2節 | 「市から名簿の提供を受けた避難支援等関係者が主体となって進める」と記載があるが、あくまでも個別避難計画を策定するのは本人であり、避難支援等関係者は策定を支援するという立ち位置で良いのか。   |  |
| 177 | 1 風水害等 | 要配慮者・避難行動要支援者への避難対策 | 第2章 | 第20節 | 第2節 | 避難支援等関係者の中に、ケアマネや地域包括支援センター職員は含まれておらず、「避難支援等関係者」に具体的に記載することで、個別避難計画策定について、対象者へのアプローチも含め調整等し易くなるのではないかと思われる。   | 個別避難計画の作成にあたり、すでに専門職等に参画いただいている状況であり、記載まではしない。 |
| 150 | 1 風水害等 | 災害種別毎予防対策           | 第2章 | 第23節 | 第4節 | 2. (1)イの「港内、狹水道等船舶のふくそうする海域」に該当する地形が岩沼市にあるのか  |  |
| 78  | 2 地震   | 情報の収集・伝達            | 第3章 | 第2節  | 第2節 | 「ワッセグ」の表記は必要か。  | 情報の受け手側の多様な手段の一つに含まれていない認識                     |
| 85  | 3 津波   | 津波監視体制、伝達体制の整備      | 第2章 | 第14節 | 第6節 | P24、3行目⇒ワッセグは現在も使用されているかもしれないが、主流ではないのでは。   |  |
| 87  | 3 津波   | 避難対策                | 第2章 | 第23節 | 第4節 | P29の最終行。津波避難ビル指定にかかると耐震基準は昭和56年基準で大丈夫なのか。能登半島地震を踏まえ、平成12年基準とする必要はないか。   | 平成12年基準としてはどうか                                 |